

大子町公告第53号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和5年11月14日

大子町長 高梨 哲彦



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

| No | 地区名 | 大字 | 森林面積 | 森林所有者数 | 筆数 | 備考 |
|----|-------|----|--------|--------|----|---------------------------|
| 1 | 上下小川東 | 盛金 | 8.14ha | 8人 | 9筆 | 整理番号 R5集1-1～ R5集1-4 |

2 縦覧場所

大子町役場農林課

※大子町ホームページにて閲覧できます。

(リンク <https://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page005982.html>)

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が大子町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。